

2026年6月19日

各位

株式会社 三十三銀行

有限会社伸和工業所との「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」契約締結について

株式会社三十三銀行（頭取：道廣 剛太郎）は、持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、有限会社伸和工業所（社長：加藤 直基）と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（※）」契約を締結しましたのでお知らせいたします。



本件の取り組みにあたっては、株式会社三十三総研（社長：東海 悟）がインパクト分析・特定のうえ評価書を作成し、株式会社日本格付研究所がポジティブ・インパクト金融原則との適合性を確認しました。今後も「三十三フィナンシャルグループSDGs宣言」のもと、企業活動を通じてSDGsの達成に貢献することで、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

（※） 企業活動が「社会・経済・環境」のいずれかに与えるインパクトを包括的に分析・特定し、ポジティブインパクトが期待できる活動と、ネガティブインパクトを低減する活動を支援するもので、借入人様によるSDGs達成への貢献度合いを評価指標とし、借入人様から情報開示を受けながら当行がその過程を定期的にモニタリングするものです。

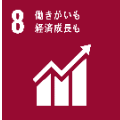
1. 融資概要


(1) 契約日	2026年6月19日
(2) 融資金額	50百万円
(3) 期間	5年
(4) 資金用途	運転資金

2. 借入人概要

(1) 企業名	有限会社伸和工業所
(2) 所在地	三重県四日市市楠町北五味塚 1360-1
(3) 事業内容	当社は1973年に三重県四日市市で創業された鉄骨加工・溶接工事を手掛ける企業である。国土交通大臣認定の「Mグレード」を取得しており、中高層ビルから商業施設、工場まで幅広い建築鉄骨の設計・操作に対応する。広大な敷地と豊富な大型設備、有資格者による徹底した品質管理体制を強みとしている。  (当社工場の一部)  (作業の様子)
(4) 従業員数	35名（男性：31名、女性：4名）※2026年3月末現在
(5) 資本金	500万円

3. 特定インパクトと測定する K P I (一例になります。詳細は評価書をご参照ください。)

特定活動	国土交通大臣認定「Mグレード」による強靱な社会基盤の構築			関連する
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック	SDG s
	ポジティブ・インパクトの強化	社会経済	零細・中小企業の繁栄	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤となる鉄骨加工重量（生産量）の維持・拡大 2026年3月末6,000 t → 2031年3月末8,000 t（単位：年間加工トン数） 			
取組施策等	<p>当社では、国土交通大臣認定「Mグレード」の継続的な取得・維持に取り組んでいる。1級鉄骨製作管理技術者等の有資格者を複数名配置し、工作図作成から溶接・検査・出荷に至る全行程で厳格なプロセス管理を行っており、年間約6,000トンの梁加工能力を持つ生産基盤のもと、耐震性・耐久性に優れた高品質な鉄骨の安定供給を継続していく。なお取引先には中小企業が多く、主な建築構造物は、倉庫50%、工場40%、ビル10%で成り立っている。</p>			

特定活動	生産プロセスのDX推進による技術継承と品質の標準化			関連する
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック	SDG s
	ポジティブ・インパクトの強化	社会	教育	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> 従業員一人当たりの鉄骨加工生産性の向上 2026年3月末171 t → 2031年3月末229 t（単位：年間加工トン数÷従業員数） ※現状値は6,000 t ÷ 35名で算出。 デジタル溶接機を扱える若手技術者（35歳以下）の人数の増加 2026年3月末5名 → 2031年3月末8名以上 			
取組施策等	<p>当社では、デジタル半自動溶接機（10台）の導入や鉄骨専用CAD/CAMシステム（REAL4・FAB21）の活用により、熟練技術者のノウハウの形式知化と溶接品質の標準化を進めている。若手技術者が高度な溶接工程に早期から携わることのできる環境を整え、デジタル溶接機を扱える若手技術者の採用・社内育成を通じて技術継承をさらに推進していく。</p>			

以上

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業: 有限会社伸和工業所

2026年6月19日
株式会社三十三総研

三十三総研は、株式会社三十三銀行が、有限会社伸和工業所に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、有限会社伸和工業所の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則(PIF 原則)」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク(モデル・フレームワーク)」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

目次

1. 評価対象の概要.....	2
2. 有限会社伸和工業所の概要	2
2-1. 基本情報	
2-2. 経営理念等	
2-3. 事業内容	
3. サステナビリティに関する活動	7
4. 包括的インパクト分析.....	12
4-1. 包括的インパクト	
4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目	
5. KPI(重要業績評価指標)とSDGsとの関連性.....	14
5-1. KPI 設定項目	
5-2. KPI 非設定項目	
6. サステナビリティ管理体制.....	18
7. モニタリング	18
8. 総合評価	18

※本評価書における出典にかかる記載のない写真・図等については、同社のウェブサイトから引用。

1. 評価対象の概要

企業名	有限会社伸和工業所
借入金額	50,000,000 円
資金使途	運転資金
契約日及び返済期限	2026 年6月 19 日 ~ 2031 年6月 7 日

2. 有限会社伸和工業所の概要

2-1. 基本情報

企業名	有限会社伸和工業所
代表取締役	加藤 直基
本社	四日市市楠町北五味塚 1360-1
創業・設立	創業 1973(昭和 48)年4月、設立 1999(平成 11)年3月
資本金	5,000,000 円
事業内容	鋼構造物製造業
年間加工能力	6,000トン(梁加工)
従業員	35 名(男性: 31 名, 女性: 4名) ※2026 年3月末現在
工場規模	敷地面積: 8,279 m ² 、建屋面積: 4,651 m ² 、ヤード面積: 3,502 m ²
建設業許可番号	三重県知事(般-26)5702 号
沿革	1973 年 4 月 加藤寛二氏が創業 1980 年 6 月 工場を増築 1999 年 3 月 有限会社に組織変更、加藤寛二氏が代表取締役に 就任 2005 年 7 月 事務所を建設 2011 年 9 月 加藤直基氏が代表取締役に就任 2019 年 10 月 梁口ボを導入 (3台目) 2022 年 8 月 開先加工機 HB1000 を導入

2-2. 経営理念等

(1) 経営理念

1. 顧客満足の上昇

お客様との信頼関係を保ち、良質な製品を製作し社会に貢献する。

2. 製品不適合件数の減少

各部門に於いて作業手順を構築し、不適合製品を発生させない。

3. 社内コミュニケーションをアップして個々の作業効率向上

全社的に報・連・相(報告・連絡・相談)教育を徹底し、作業効率向上を目指す。

4. 若手従業員の能力向上

若手従業員のスキルアップのため、各部門で OJT 教育を確実に計画・実施し、若手従業員の能力アップを図り、製品の品質向上を図る。

(2) 代表者メッセージ

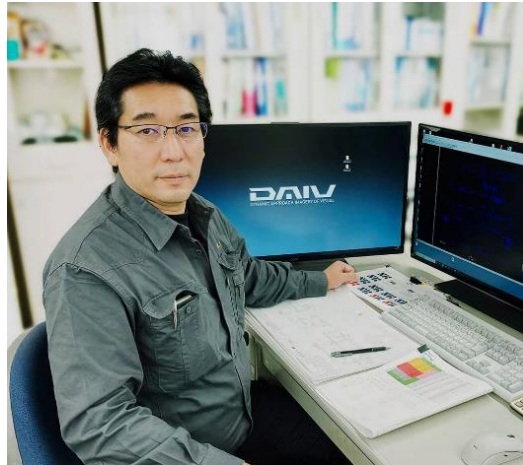
お客様に満足してもらえる、綺麗で良い品質の製品を作ることをいつも考えています

平素より皆様の温かいご支援、ご愛顧を賜り、誠に感謝申し上げます。

弊社は、社会とともに繁栄し発展する企業として、人材の育成と能力開発をはかり、時代の最先端を行く技術力と豊かな人間性で、より大きな未来の可能性に挑戦し続けております。

「信頼される企業であること」を日々志し、誠実にその基盤を築くことに最善の努力をしております。

今後もお客様のご期待に沿うべく努力を重ねて参りますので、ますますのご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



有限会社 伸和工業所

代表取締役 加藤 直基

(3)コミットメント

Our Commitment

ものづくりへの想い

お客様に喜んでいただける、
満足していただけるものづくりを。

伸和工業所は長年、お客様からのご依頼に対し、
丁寧かつ高品質な製品をご提供することを大切にするとともに、
お受け取りになられたお客様が満足し、安心してお使いいただけることを目指しております。
また同時に、私たちの作る鋼構造物は人々の安全な生活を支えるものであることを常に念頭におき、
依頼ごとに寄せられるさまざまなご要望に対しても、
より安全性を高めていく努力を怠らず、日々鉄骨一筋で向き合っております。

2-3. 事業内容

(1)事業概要

有限会社伸和工業所(以下、同社)は、
1973年(昭和48年)に三重県四日市市で創業し、建築物の骨格となる鉄骨部材の設計・加工・溶接・検査・出荷を一貫して行う鋼構造物製造業者(ファブリケーター)である。創業以来半世紀以上にわたり「鉄骨一筋」を掲げ、現在に至るまで三重県四日市市を拠点に事業を継続している。

鋼構造物製造業者とは、建築物の構造を支える柱や梁^{はり}といった鉄骨部材を設計図に基づき製作・加工し、建設現場へ供給する事業である。製造された鉄骨はビルやマンション、学校、工場、商業施設といった様々な建築物の「骨格」として組み込まれ、建物の耐震性・耐久性を根本から支える社会的役割を担っている。業界全体では技術者の高齢化と若年層の入職者減少による人材不足が深刻な構造的課題となっている。こうした環境のなかで、いかに技術水準を維持しながら持続的な事業運営を実現するかが、業界共通の経営課題となっている。

同社の事業の核心をなすのが、国土交通大臣認定「Mグレード」の継続保持である。これは建築物の規模を問わず中高層ビルを含む幅広い鉄骨製造に対応できることを国が認定する制度であり、同社の技術力と品質管理体制を客観的に証明するものである。敷地面積 8,279 m²・建屋面積 4,651 m²の工場群に大型加工設備を擁し、年間約 6,000 トンの梁加工能力を持つ生産基盤の



もと、設計図書に基づく工作図作成から切断・加工・溶接・検査・出荷に至るまでを自社工場内で完結させる一貫生産体制をとっている。

また、地域の教育機関や福祉施設への寄贈活動をはじめ、地元の祭りへの協賛など、創業地である四日市市の地域社会との関係を大切にした活動も継続しており、地域に根差した企業としての姿勢を示している。



(2) 同社の強み

広大な敷地

四日市に工場を構える同社では、鉄骨の加工に必要な大型の機械を数多く取り揃えており、幅広い製造対応が可能である。また、広い敷地を有するため、大型の依頼や生産量の多い顧客の要望にも沿うことができる。

- ・ 第1工場：敷地面積 1,501 m² / 建物延面積 833 m²
- ・ 第2工場：敷地面積 591 m² / 建物延面積 451 m²
- ・ 第3工場：敷地面積 665 m² / 建物延面積 540 m²
- ・ 第4工場：敷地面積 1,319 m² / 建物延面積 1,290 m²
- ・ 第5工場：敷地面積 1,456 m² / 建物延面積 1,424 m²
- ・ 第1ヤード：敷地面積 1,500 m²
- ・ 第2ヤード：敷地面積 2,002 m²

確かな品質管理

同社には 1973 年創業から、長年培ってきた熟練の技術がある。

その技術をもとに生みだされる製品を、さらに「伸和ブランド」として精度を高めるべく、徹底した品質管理体制に取り組んできた実績がある。



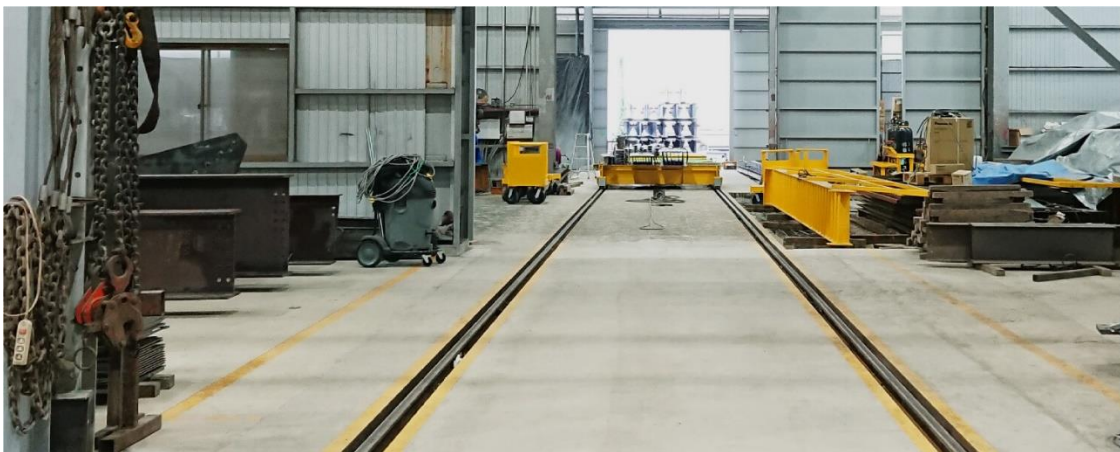
充実した機械設備

鉄骨の加工には、開先^{かいさき}(接合する部材間に設ける溝)・切断・溶接など、製造工程ごとに不可欠なさまざまな機械設備が必要であり、顧客の要望や用途にあわせて幅広く対応するため、常日頃からのメンテナンスを怠ることなく、多種多様な機械・設備を設置している。



Mグレード認定工場

同社は2019年12月に国土交通省Mグレード認定を受けている。認定を受けることにより施工の幅が広がり、中高層ビルなどさまざまな用途の製作・加工に対応することが可能となる。またMグレードを継続して保持するために、定期的に審査・認定を受けるための努力・研鑽を維持している。



3. サステナビリティに関する活動

【国土交通大臣認定「M グレード」による強靱な社会基盤の構築】

建築物の骨格となる鉄骨部材の品質は、ビルやマンション、工場といった建築構造物の耐震性と耐久性を直接左右する。そのため鉄骨製作工場は、国土交通省が指定する性能評価機関の審査を経て、設備水準・品質管理体制・有資格者の配置状況等に応じて5段階のグレード(J・R・M・H・S)に認定される制度の対象となっている。このうち「M グレード」は、建築物の高さや延床面積に制限なく、中高層ビルを含む幅広い建築物の鉄骨製作に対応できる上位認定であり、5年ごとの更新審査をクリアすることで初めて保持が認められる。

同社は、2019年にMグレードの認定を取得して以来、継続的な取得・維持に取り組んでいる。具体的には、1級鉄骨製作管理技術者や溶接管理技術者等の有資格者を複数名配置し、工作図の作成から溶接・検査・出荷に至る全工程で厳格なプロセス管理を行っている。また、敷地面積 8,279 m²・建屋面積 4,651 m²の工場群には大型の加工設備を擁し、年間約 6,000トンの梁加工能力を維持している。取引先には中小企業が多く、主な建築構造物は、倉庫 50%、工場 40%、ビル 10%で成り立っている。

同社の取り組みは、耐震性・耐久性に優れた高品質な鉄骨の安定的な供給を可能にし、商業施設や集合住宅を含む地域の建築基盤を支えるものとして、社会的な意義を持つ取り組みとなっている。また、高水準な品質の鉄骨は建物の長寿命化にもつながることから、将来的な建て替えに伴うコストの抑制にも寄与していると考えられる。地域における鋼構造物製造業の担い手として、同社の本業そのものが、安全・安心な居住・業務環境の継続的な整備に結びついている。

各グレードの適用範囲

		J	R	M	H	S
対象建築物		3階以下の低層ビル	5階以下の中高層ビル	中高層ビル	高層ビル	超大型高層ビル 橋梁など
建築物の高さ制限		13m以下	20m以下	制限なし	制限なし	制限なし
建築物の延床面積		500㎡以下	3,000㎡以下	制限なし	制限なし	制限なし
使用鋼材	種類	400N	490Nまで	490Nまで	520Nまで	制限なし
	板厚	16mm以下	25mm以下	40mm以下	60mm以下	制限なし
	通しダイアフラム	490Nまで 22mm以下	32mm以下	50mm以下	70mm以下	制限なし
	ベースプレート	490Nまで 50mm以下	50mm以下	制限なし	制限なし	制限なし

【生産プロセスのDX推進による技術継承と品質の標準化】

鋼構造物製造業では、技術者の高齢化と若手の入職者不足を背景に、熟練した溶接技術や加工ノウハウをいかに次世代へ引き継ぐかが、業界全体に共通する構造的な課題となっている。技術が特定の個人の経験や感覚に依存したままでは、その担い手が減少するにつれて品質水準の維持が困難になるリスクを抱えることになる。

同社では、こうした課題に対応するため、生産プロセスのデジタル化を段階的に進めている。溶接工程においては、電圧・電流などの溶接条件をデジタルで制御・記録できる半自動溶接機を10台導入しており、従来は熟練工の感覚に委ねられていた溶接品質の管理を、数値として標準化する体制を整えている。また、鉄骨専用CAD/CAMシステム（REAL4・FAB21）を活用し、設計データと加工機を直接連携させることで、部材の切断・孔明けといった一次加工においても人為的なばらつきを抑えた製作を実現している。

これらの取り組みにより、経験年数や習熟度にかかわらず一定水準の品質を維持できる製作体制が整いつつあり、若手技術者が高度な溶接工程に早期から携わることのできる環境が生まれている。熟練工の技術をデータとして記録・標準化するこうした取り組みは、個人への依存を緩和するとともに、次世代への技術継承を組織として推進する基盤として機能しており、雇用の安定と生産性の向上を通じて、同社における質の高い就労環境の維持にも寄与している。



H型用ショットブラスト



バンドソー



H型鋼ドリルマシン



開先加工機

【高度な検査体制とトレーサビリティ確立による製品安全性の保証】

鉄骨溶接部の内部欠陥は、完成後の目視確認が不可能でありながら、建物の耐震性能や居住者・利用者の安全を左右する重大なリスク要因となる。とりわけ地震リスクの高い日本において、建築物の構造的な信頼性を担保することは、製造事業者としての社会的責務に直結する。

同社では、Mグレード認定工場として求められる水準を踏まえ、製造工程全体にわたる多重の検査体制を構築している。溶接工程の完了後には、非破壊検査技術者(超音波探傷試験)の有資格者が内部欠陥の検査を実施しており、目視では確認できない溶接部の品質を科学的な手法で確認している。

超音波探傷試験とは、超音波を部材内部に照射し、その反射波の変化から欠陥の有無や位置を非破壊で検出する検査手法であり、鉄骨製作における品質保証の核心をなすものである。加えて、材料の受入れから各製造工程・検査結果・出荷に至るまでの記録を体系的に管理するトレーサビリティ(製造履歴の追跡可能性)の確保により、万一の不具合発生時にも原因の特定と適切な対応が可能な体制を整えている。

こうした取り組みは、建築物の構造的欠陥リスクを低減し、自然災害時における建物の倒壊リスクや人的被害の抑制に、着実に結びついている。また、納品後のクレームや建設現場での手戻りを未然に防ぐことは、工期の安定的な遵守にも結びついており、地域の建設サプライチェーン全体の信頼性を支える役割を担っている。



【専門資格取得支援による高度専門人材の育成と人的資本の強化】

建築物の安全性を長期にわたり担保するためには、設備の充実のみならず、高度な専門知識と技術を有する人材の関与が不可欠である。特に、5年に1度実施されるMグレード認定の更新審査をクリアし続けるためには、組織全体で常に高い品質意識と技術水準を維持することが求められる。

同社では、従業員の専門資格取得を全額会社負担で支援しており、受験にかかる時間についても業務時間として扱う運用を行っている。支援の対象は、1級鉄骨製作管理技術者や溶接管理技術者(WES)、非破壊検査技術者(超音波探傷試験)といった高度な専門資格に及んでおり、製造・検査の各工程に有資格者を計画的に配置することで、組織としての品質管理体制の底上げを図っている。

加えて、給与規定において高度資格の取得が昇給に直結する仕組みを明文化しており、技術習得の成果が処遇に反映される制度設計となっている。Mグレードの更新審査に合わせた品質

に関する社内教育も定期的にも実施しており、資格取得支援と組織内教育を組み合わせた人材育成の取り組みが継続している。

こうした取り組みは、従業員が専門職としてのキャリアを着実に形成できる環境を整えるとともに、技術水準の向上が給与水準の上昇にも結びつく構造を生み出している。個々の従業員のスキルアップが組織全体の品質保証能力の強化につながり、高付加価値案件への対応力を維持する基盤として機能していると考えられる。

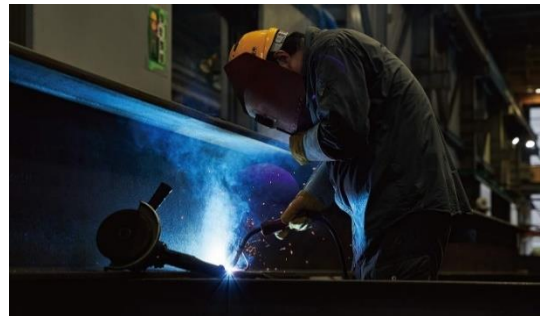


【ワーク・ライフ・バランス推進による多様な人材が活躍できる職場環境の整備】

鋼構造物製造業を含む金属加工業においては、長時間労働の常態化や厳しい労働環境に起因する「3K(きつい・汚い・危険)」のイメージは、技術者の高齢化と若年層の入職者不足が重なり、慢性的な人手不足が共通の課題となっている。事業の持続可能性を確保するためには、既存の慣習にとらわれない人材戦略と、多様な従業員が定着できる職場環境の整備が求められる。

同社では、ベトナム国籍の従業員を中心に外国籍人材を24名雇用しており、給与水準についても業界平均を上回る水準を維持している。労働時間の管理においては、月平均残業時間を23時間程度に抑制することを目標に掲げ、有給休暇の取得促進と合わせた働き方の改善に継続的に取り組んでいる。安全管理面では、専務による毎日の安全パトロール、月次の安全会議、3か月に1度の外部専門教材を用いた全社員向け安全教育を組み合わせることで、労働災害の防止に向けた実効性のある体制を構築している。

これらの取り組みは、従業員の心身の健康を守り、安心して長く働き続けられる環境の整備に結びついている。国籍を問わない多様な人材の受け入れと、安全で働きやすい職場づくりへの継続的な投資は、人材獲得が困難な業界環境のなかで同社の雇用基盤を支えるとともに、健康および安全性の確保という観点からも着実な取り組みとして位置づけられる。



【高精度加工技術による鋼材歩留まり率向上と資源循環の促進】

鉄骨製作における主要原材料である鋼材は、国際市場の需給動向や資源価格の変動に大きく左右される素材であり、その効率的な活用は製造事業者にとって経済的な観点からも環境的な観点からも重要な課題となっている。加工工程で生じる端材や廃材は、適切に管理されなければ資源の無駄につながるだけでなく、産業廃棄物としての処理コストも発生する。

同社では、鉄骨専用CAD/CAMシステム(REAL4・FAB21)を活用した高精度な切断計画(ネステイング)を実施している。ネステイングとは、限られた鋼材から必要な部材をいかに効率よく切り

出すかを最適化する工程であり、デジタルシステムによる精密な配置計算により、人手による計画では生じやすい材料ロスを抑制することが可能となる。加えて、加工ミスによる手戻りの削減と製造リードタイムの短縮にも継続的に取り組んでおり、原材料の無駄を工程全体で最小化する体制を整えている。

こうした取り組みは、鋼材の歩留まり率の最適化を通じて資源の効率的な利用に寄与しており、廃棄物の発生抑制という観点からも、実質的な環境負荷の軽減に働いている。また、材料コストの安定的な管理は収益性の維持にも直結しており、環境への配慮と経済的な合理性を両立する取り組みとして継続している。

【環境に配慮した製品・サービスの提供】

鉄骨製作工場が属する鋼構造物製造業は、加工プロセスの特性上、電力や燃料を一定程度消費する産業であり、脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の低減は、製造事業者として避けて通れない経営課題となっている。

同社は事業活動におけるエネルギー効率の改善を重要テーマと位置づけ、複数の施策を組み合わせながら継続的な取り組みを進めている。

具体的には、事務所および工場内の照明を全てLED化し、日常的な電力消費のベースとなる照明設備の省エネ化を図っている。溶接設備においては、従来機からデジタル半自動溶接機への切り替えを進めており、デジタル制御による精密な電力管理が消費電力の削減にも寄与している。さらに、業務用車両についてはハイブリッド車への順次切り替えを進め、移動に伴う燃料消費と排気ガスの抑制に取り組んでいる。

こうした取り組みは、工場稼働や車両運行に伴う温室効果ガスの排出量を抑制する方向に働いており、気候変動対策への貢献という観点から、事業活動を通じた環境への働きかけとして位置づけることができる。製造コストの安定化と環境負荷の低減を同時に追求する姿勢は、持続可能な事業運営の基盤を着実に整えるものといえる。



4. 包括的インパクト分析

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、同社について三十三総研が定めるインパクト評価の手続きを実施した。UNEP FI コーポレートインパクト評価ツール及び事業内容を踏まえて特定した同社の包括的インパクトは以下の通り。

4-1. 包括的インパクト

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 2511 構造用金属製品の製造			デフォルト (全業種合算)		修正項目		包括(全体)		
					追加○ 削除×	ポジ タイプ	ネガ タイプ		
インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジ タイプ	ネガ タイプ	ポジ タイプ	ネガ タイプ	ポジ タイプ	ネガ タイプ	
社会	人格と人の 安全保障	紛争							
		現代奴隷							
		児童労働							
		データプライバシー							
		自然災害							
	健康および安全性	-		●				●	
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水							
		食料							
		エネルギー							
		住居							
		健康と衛生							
		教育			○			●	
		移動手段							
情報									
コネクティビティ									
文化と伝統									
ファイナンス									
生計	雇用	●		×					
	賃金	●	●		×		●		
	社会的保護		●					●	
平等と正義	ジェンダー平等								
	民族・人種平等								
	年齢差別								
	その他の社会的弱者								
社会経済	強固な制度・ 平和・安定	法の支配 市民的自由							
	健全な経済	セクターの多様性			○		●		
		零細・中小企業の繁栄							
	インフラ	-	●		×				
経済収束	-								
自然環境	気候の安定性	-		●				●	
	生物多様性と 生態系	水域		●		×			
		大気		●		×			
		土壌							
		生物種 生息地							
	サーキュラリティ	資源強度		●				●	
廃棄物			●				●		

4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目

追加/削除		インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	追加・削除理由
追加	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	外国人の従業員も多い中、Mグレード認定を継続する技術の品質教育などを実施しているため。
		社会経済	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	鉄鋼商品の納品先には中小企業が多いため。
削除	ポジティブ・ インパクト	社会	生計	雇用	雇用拡大に向けた取り組みは企図していないため。
		社会経済	インフラ	-	鉄鋼商品は高層ビルなどに利用されることが多く、インフラといえるものではないため。
	ネガティブ・ インパクト	社会	生計	賃金	低収入、不当な賃金格差等がなく適切に手当てされているため。
		自然環境	生物多様性と生態系	水域	事業活動において、水は関連法規に基づき適切に管理されているため。
大気	事業活動において、大気への排出は関連法規に基づき適切に管理されているため。				

5. KPI(重要業績評価指標)とSDGsとの関連性

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS




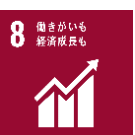
本ファイナンスにおける特定のサステナビリティに関する活動(以下、特定活動)について、以下の通り KPI を設定する。また同活動とポジティブ・インパクト(以下、PI)・ネガティブ・インパクト(以下、NI)の関連性、SDGs(ターゲット)の関連性を記載する。(KPI を設定しない項目を含む)

5-1.KPI 設定項目

特定活動	国土交通大臣認定「M グレード」による強靱な社会基盤の構築		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会経済	零細・中小企業の繁栄
KPI	・社会基盤となる鉄骨加工重量(生産量)の維持・拡大 2026 年3月末 6,000t → 2031 年3月末 8,000t (単位:年間加工トン数)		
取組 施策等	同社では、国土交通大臣認定「M グレード」の継続的な取得・維持に取り組んでいる。1級鉄骨製作管理技術者等の有資格者を複数名配置し、工作図作成から溶接・検査・出荷に至る全工程で厳格なプロセス管理を行っており、年間約6,000トンの梁加工能力を持つ生産基盤のもと、耐震性・耐久性に優れた高品質な鉄骨の安定供給を継続していく。なお取引先には中小企業が多く、主な建築構造物は、倉庫 50%、工場 40%、ビル 10%で成り立っている。		
関連する SDGs	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。		

特定活動	生産プロセスの DX 推進による技術継承と品質の標準化		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	教育
KPI	・従業員一人当たりの鉄骨加工生産性の向上		

	<p>2026年3月末 171t→2031年3月末 229t (単位:年間加工トン数÷従業員数) ※現状値は 6,000t÷35名で算出。 ・デジタル溶接機を扱える若手技術者(35歳以下)の人数の増加 2026年3月末5名 → 2031年3月末8名以上</p>
取組 施策等	<p>同社では、デジタル半自動溶接機(10台)の導入や鉄骨専用 CAD/CAM システム (REAL4・FAB21) の活用により、熟練技術者のノウハウの形式知化と溶接品質の標準化を進めている。若手技術者が高度な溶接工程に早期から携わることのできる環境を整え、デジタル溶接機を扱える若手技術者の採用・社内育成を通じて技術継承をさらに推進していく。</p>
関連する SDGs	<p>4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> 

特定活動	高度な検査体制とトレーサビリティ確立による製品安全性の保証		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会経済	零細・中小企業の繁栄
KPI	<p>・納品後の製品不具合クレーム件数の減少とゼロ件の達成・維持 2026年3月末2件 → 2031年3月末0件 (単位:年間件数)</p>		
取組 施策等	<p>同社では、非破壊検査技術者(超音波探傷試験)の有資格者による多重の検査体制と、材料受入から出荷に至るトレーサビリティ(製造履歴の追跡可能性)の確保により、建築物の構造的欠陥リスクを最小化している。納品後の製品不具合クレーム件数のゼロ維持に向けた品質管理体制をさらに強化していく。</p>		
関連する SDGs	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。		

特定活動	専門資格取得支援による高度専門人材の育成と人的資本の強化		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会	教育、賃金
	NIの低減	社会	社会的保護
KPI	<p>・技術職社員における公的資格・技能講習保有率の向上 2026年3月末 24%→2031年3月末 35% (単位:有資格者 ÷ 技術職全体) ・検査関連資格(製品検査・超音波等)保有者数の増加 2026年3月末2名→2031年3月末4名 (単位:名)</p>		

取組 施策等	同社では、1級鉄骨製作管理技術者や非破壊検査技術者等の専門資格取得を全額会社負担で支援し、技術水準の向上が給与水準の上昇にも直結する制度設計のもと、従業員のスキルアップと処遇改善を一体的に推進している。定期的な品質に関する社内教育も継続しながら、検査関連資格の保有者数をさらに拡充していく。		
関連する SDGs	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	 	8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

特定活動	ワーク・ライフ・バランス推進による多様な人材が活躍できる 職場環境の整備		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	社会	健康および安全性
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の平均取得率の向上 2025年8月期5日 → 2030年8月期8日 ・労災(休業災害)のゼロの維持 		
取組 施策等	同社では、外国人材24名の雇用、月平均残業時間の抑制目標(23時間程度)、有給休暇取得促進、専務による毎日の安全パトロール・月次安全会議・3か月に1度の全社員安全教育を組み合わせ、国籍を問わず安全で働きやすい職場環境の整備を継続している。有給休暇取得率のさらなる向上と労災ゼロの維持を目指していく。		
関連する SDGs	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	 	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

特定活動	高精度加工技術による鋼材歩留まり率向上と資源循環の促進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	自然環境	資源強度、廃棄物
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼材加工における歩留まり率の向上 2026年3月末 98% → 2031年3月末 100%(単位:%)		

取組 施策等	同社では、CAD/CAM システム (REAL4・FAB21) を活用した高精度な切断計画 (ネステイング) の実施と加工ミスによる手戻りの削減により、鋼材の材料ロスを最小化する取り組みを継続している。資源の効率的な利用と廃棄物の発生抑制を両立しながら、鋼材の歩留まり率をさらに向上させていく。	
関連する SDGs	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

特定活動	環境に配慮した製品・サービスの提供		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	自然環境	気候の安定性、資源強度
KPI	・デジタル半自動溶接機の導入比率の向上 2026 年3月末 70%程度 →2031 年3月末 100% (単位:全溶接機に対する保有比率)		
取組 施策等	同社では、工場・事務所照明の LED 化、デジタル半自動溶接機への切り替え、業務用車両のハイブリッド車への順次移行を推進している。設備の更新を段階的に進めながら、工場稼働・車両運行に伴う温室効果ガスの排出量削減をさらに推し進めていく。		
関連する SDGs	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性 (レジリエンス) 及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	 	

6. サステナビリティ管理体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、加藤代表取締役を最高責任者とし、加藤取締役が中心となって日々の業務やその他活動を棚卸し、自社の事業管理責任者とし、日々の業務やその他活動を棚卸し、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGsの17のゴール・169のターゲットとの関連性について検討を行った。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行後、返済期限までの間において、加藤代表取締役を中心にKPIの達成状況を定期的に確認・協議を行うなど、推進体制を構築し、各部署において実行していく。

最高責任者	代表取締役 加藤 直基
管理責任者	取締役 加藤 紘也

7. モニタリング

本件で設定したKPIの進捗状況は、同社と三十三銀行の担当者が年に1回以上の会合を設けることで確認する。モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、三十三銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行い、KPIの達成を支援する。

8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業に対するファイナンスに適用した融資である。

同社は、上記評価の結果、本件ポジティブ・インパクト・ファイナンスの成立期間を通じてポジティブな影響の強化とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、三十三銀行は年に1回以上その影響を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、三十三総研が、三十三銀行から委託を受けて作成したもので、三十三総研が三十三銀行に対して提出するものです。
2. 三十三総研は、依頼者である三十三銀行及び三十三銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、三十三総研が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワークに適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件問合せ先〉

株式会社三十三総研

調査部 主任研究員 松田 拓

〒510-0087

三重県四日市市西新地 10 番 16 号

第二富士ビル4階

TEL:059-354-7102 FAX:059-351-7066



第三者意見書

2026年6月19日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社伸和工業所に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社三十三銀行

評価者：株式会社三十三総研

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社三十三銀行（「三十三銀行」）が有限会社伸和工業所（「伸和工業所」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社三十三総研（「三十三総研」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。三十三銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、三十三総研と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、三十三銀行及び三十三総研にそれを提示している。なお、三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな



JCR Sustainable PIF for SMEs

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

三十三銀行及び三十三総研は、本ファイナンスを通じ、伸和工業所の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、伸和工業所がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

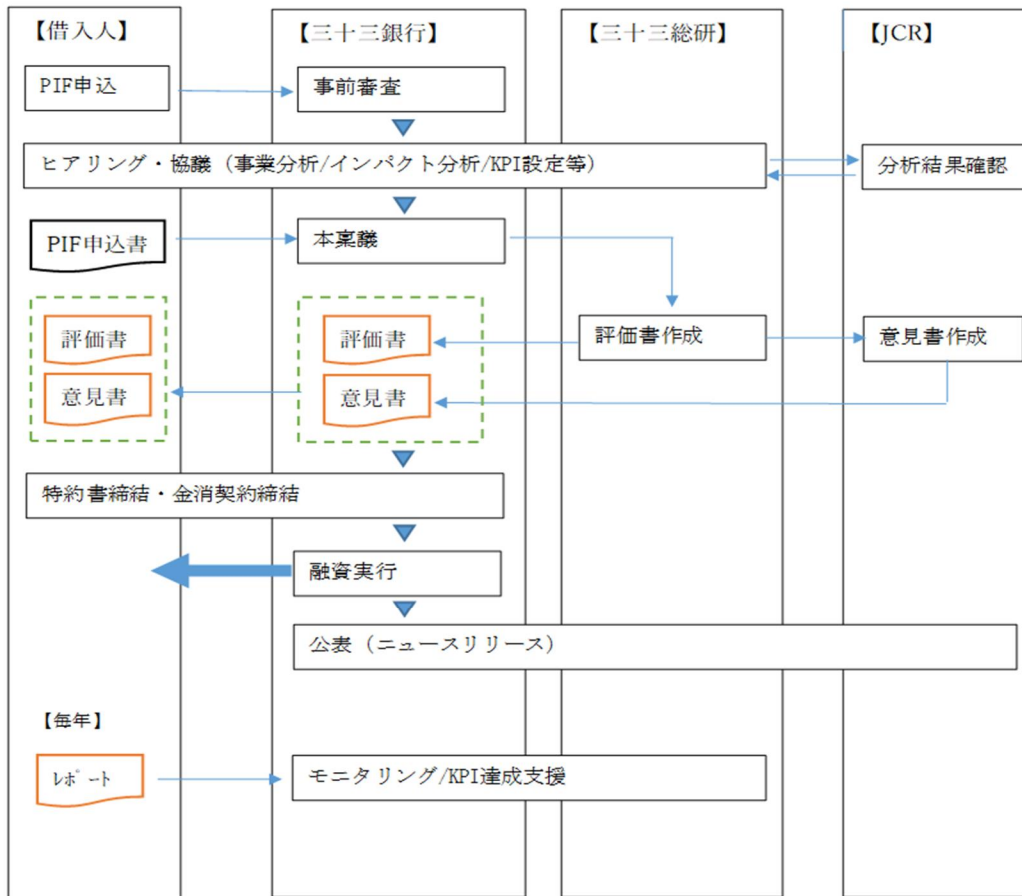
JCR は、三十三銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs



(出所：三十三銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、三十三銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、三十三銀行からの委託を受けて、三十三総研が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て三十三総研が作成した評価書を通して三十三銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。



ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、三十三総研が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である伸和工業所から貸付人である三十三銀行及び評価者である三十三総研に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
 - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
 - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
 - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

任田 卓人

任田 卓人



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル